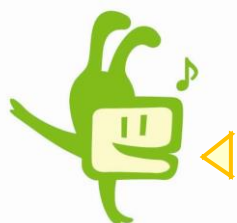


非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の導入について



暗号資産等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「暗号資産等報告枠組み（CARF）」に従って、暗号資産交換業者等が非居住者に係る暗号資産等取引情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。

CARFの概要とそれに対応するための日本の制度の概要は、以下のとおりです。

1 暗号資産等報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）の概要

- (1) 各国の税務当局は、それぞれ自国に所在する報告暗号資産サービス・プロバイダ（イ）から非居住者（個人・法人等）に係る暗号資産等取引情報（ロ、ハ）の報告を受け、これを租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換します。

イ 暗号資産等取引情報を報告する義務を負う報告暗号資産サービス・プロバイダ

事業として顧客のために又は顧客に代わって、暗号資産等の交換取引を実効あるものとするサービスを提供する個人又は事業体

ロ 報告の対象となる暗号資産等取引

暗号資産等の交換及び移転

ハ 報告の対象となる情報

暗号資産利用者の氏名・住所（名称・所在地）、居住地国、外国の納税者番号、暗号資産等の種類、暗号資産等取引に係る対価の総額等

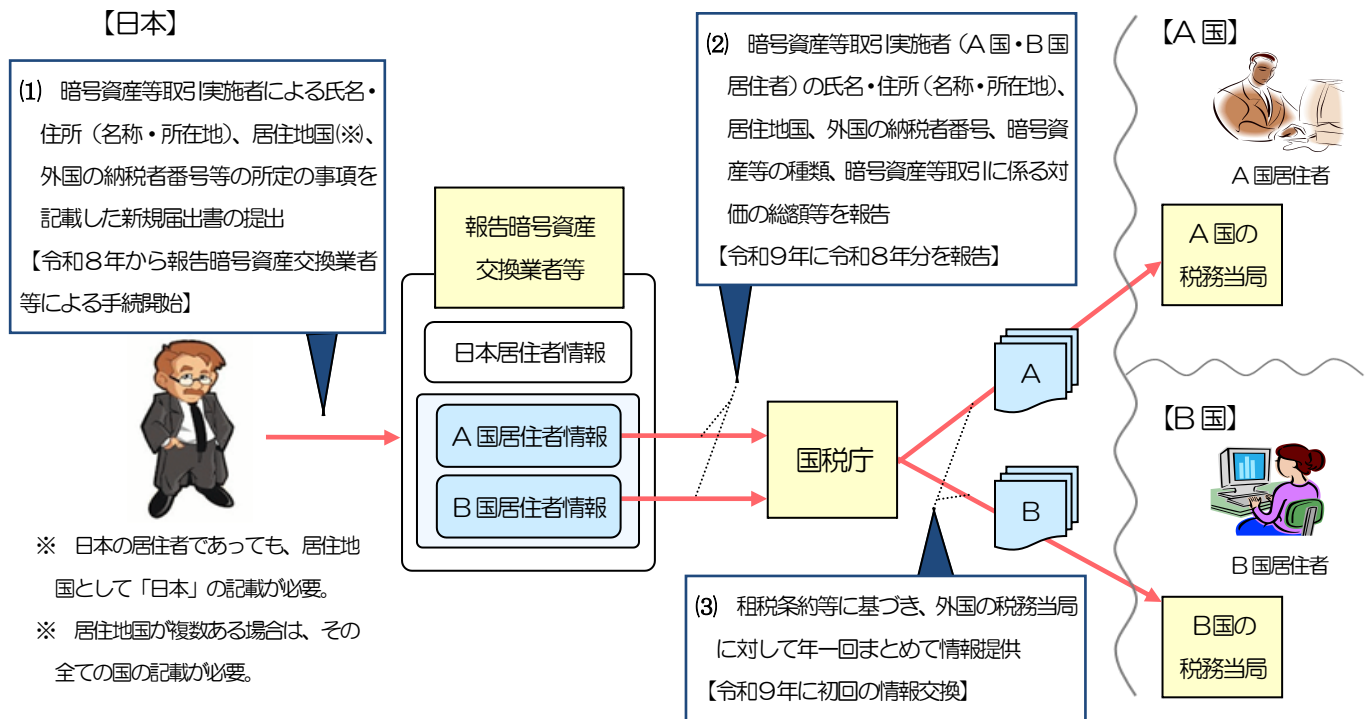
- (2) 報告義務を負う報告暗号資産サービス・プロバイダは、暗号資産等報告枠組みに定められた手続に従って、暗号資産利用者から提出された届出書等を基に暗号資産利用者の居住地国を特定し、報告すべき非居住者の暗号資産等取引を選別します。
- (3) 現在、日本を含む60以上の国・地域が令和9年又は令和10年からこの暗号資産等報告枠組みに従った情報交換を開始することを表明しています。日本においては、令和9年から情報交換を開始します。

2 日本の制度の概要

上記の暗号資産等報告枠組みに従った情報交換を実施する観点から、令和6年度税制改正において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます。）が改正（令和8年1月1日施行）されました。同改正により、上記1(1)イに相当するものとして規定された報告暗号資産交換業者等が、暗号資産等取引(※)を行った者につき、上記1(1)ハと同様の情報を所轄税務署長に報告する制度が導入され、令和9年4月30日までに報告暗号資産交換業者等から初回の報告が行われることとなります。

※ 暗号資産等とは、資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産等一定のものをいい、暗号資産等取引とは、暗号資産等の売買等を行うことを内容とする契約の締結をいいます（実特法10の9⑤三）。

令和8年1月1日以後に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者又は令和7年12月31日において暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者（以下「暗号資産等取引実施者」といいます。）は、次の(1)の義務があり、報告暗号資産交換業者等は次の(2)の義務があります。



(1) 報告暗号資産交換業者等に対する新規届出書の提出（令和8年1月1日以後）

以下の暗号資産等取引実施者は、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国、外国の納税者番号等（※）の所定の事項を記載した届出書（「新規届出書」）を、イの暗号資産等取引実施者にあつてはイの暗号資産等取引を行う際に、ロの暗号資産等取引実施者にあつては令和8年12月31日までに、それぞれイ又はロの報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければなりません。

イ 令和8年1月1日以後に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者

ロ 令和7年12月31日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者

※ 日本のマイナンバー（個人番号）は報告対象外です。

(2) 報告暗号資産交換業者等による所轄税務署長に対する報告事項の提供

報告暗号資産交換業者等は、その年の12月31日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者が報告対象契約を締結している場合又はその年中にその者の締結していた報告対象契約が終了した場合には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国、外国の納税者番号、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの名称及びその種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額等の所定の事項を、その年の翌年4月30日までに、当該報告暗号資産交換業者等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供しなければなりません。